## 高知大学総合研究棟(会議室等)利用要項

平成19年3月28日 規 則 第118号

(目的)

第1条 この要項は、高知大学総合研究棟会議室、ミーティング室、多目的室、ホール兼 交流ラウンジ、ホワイエ・コモンスペース、プレゼンテーション室、プレゼン者控室及 びグループ演習室(以下「会議室等」という。)の利用に関し必要な事項を定めることを 目的とする。

(利用者の範囲)

- 第2条 会議室等を利用することができる者は、次のとおりとする。
  - (1) 本学職員
  - (2) 共同研究のために企業等から派遣された研究員等
  - (3) その他学長が特に認めた者

(利用の申請)

第3条 会議室等を利用しようとする者は、所定の申請書を学長に提出し、承認を得なければならない。ただし、本学職員が利用する場合の申請は、本学グループウエア(会議室・予約の作成)によるものとする。

(利用の承認)

- 第4条 学長は、前条の申請を適当と認めたときは、許可書を発行するものとする。ただし、前条ただし書の規定による場合は、申請を受け付けたときに承認されたものとする。 (利用の変更)
- 第5条 会議室等の利用を承認された者(以下「利用者」という。)は、申請書の記載事項 に変更があった場合、速やかにその旨を届け出なければならない。

(安全管理)

第6条 利用者は、会議室等の利用に際し、建物又は備品等(以下「建物等」という。) を善良な管理者の注意をもって利用しなければならない。

(損害の賠償)

第7条 利用者は、故意又は重大な過失により総合研究棟の建物等に損害を与えたときは、その賠償の責任を負うものとする。

(雑則)

第8条 この要項に定めるもののほか、会議室等の利用に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要項は、平成19年4月1日から施行する。